

令和7年度 五島市立翁頭中学校 部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

長崎県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン

五島市教育委員会

五島市立学校の部活動方針

本方針は、中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下を重視して、本市の地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア. 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目、文化及び科学等の特性を踏まえつつ、部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。

イ. 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化及び科学等を楽しむことで活動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

ウ. 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

エ. 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

○令和6年度に少人数で十分な活動をできない等の理由から、女子バスケットボール部、陸上部を廃部とし、現在、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バレーボール部、柔道部の4部で活動している。

○大会には、保護者をはじめ、地域の方も多数、応援にかけつけ、生徒の意欲向上につながっている。

【施設等の使用状況】

○男女ソフトテニス部、男子バレーボール部は、本校の学校施設を使用している。

○柔道部は、大浜財産区管理センターを使用している。

【部活動地域移行について学校の関わり等】

○令和8年度に柔道部が地域クラブへ移行予定である。

○拠点校部活動へ加入している生徒が8部15名いるため、総合運動部(仮)を設立し、平日の活動を保障できる体制作りを行っている。

○総合運動部(仮)の顧問が地域クラブや拠点校部活動の顧問との窓口となり、連絡調整を行っている。

【落雷事故防止について】

○落雷検知器を購入し、早期の避難に備える。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

○部活動は、学校教育活動の一環として、学校の管理下において行われる体育・文化及び生産の活動で、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な生徒の育成を目的とする。

【具体的方策】

○スポーツ障害防止の観点から、週2回以上の休養日を設ける。

【休養日及び活動時間】

○休養日は、平日に1日(ノ一部活動デー)、休日に1日(部ごとに設定)の週2回。また、第3日曜日(家庭の日)は活動しない。

○活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度(主運動の時間)を設定。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

○活動計画は、年間活動計画と毎月末に翌月の活動計画を顧問がそれぞれ作成し、保護者に配付する。

○各種大会への参加や島外への遠征は、合計7回程度(中総体、新人大会は含まない)とする。その際、顧問が計画書を作成し、校長の許可を受け、保護者に配付する。

【保護者や外部指導者との連携】

○各部で保護者会を開き、活動方針や活動内容などを共有する。

【熱中症等の事故防止について】

○活動場所に、温度・湿度計の設置。

○各部にスポーツ事故防止ハンドブックを配付して、こまめに水分補給、休憩を取りながら練習を行うように、各指導者に依頼している。